

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件

(防衛三六)

○防衛省告示第三十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十三年二月十六日次のとおり決定された。

平成二十三年二月十七日

防衛大臣 北澤 俊美

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六八	千歳飛行場	千歳市	国有	建物…約三〇〇平方メートル 平成二十三年一月二十七日
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地…約一、九〇〇平方メートル 平成二十三年一月二十七日

三一八七 百里飛行場 小美玉市

国有 建物…約六〇平方メートル

平成二十三年一月二十七日

五〇二九 佐世保海軍施設 佐世保市

水域…約五八、〇〇〇平方メートル

平成二十二年十一月十日

◎共同使用

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三〇一三 横田飛行場 福生市 国有 土地…約四、五〇〇平方メートル

航空自衛隊が将官宿舎等建設用地として

共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六八 千歳飛行場 千歳市 国有 建物…約三〇〇平方メートル

エンジン整備場として追加提供する。

三一八七 百里飛行場

小美玉市

国有

航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約二一〇平方メートル  
事務所として追加提供する。

航空自衛隊百里基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が

適用される。

四〇八三 川上弾薬庫 東広島市

国有 工作物…雨水排水施設

雨水排水施設として追加提供する。

四一六四 今津饗庭野中演習場 高島市

国有 建物…約四、六〇〇平方メートル

国有 工作物…舗床等

訓練施設として追加提供する。

陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。